

医療費適正化基本方針の比較

資料2

	第三期	第二期
住民の健康の保持の推進(目標)	特定健康診査の実施率に関する数値目標 (70%)	特定健診の実施率に関する数値目標 (70%)
	特定保健指導の実施率に関する数値目標 (45%)	特定保健指導の実施率に関する数値目標 (45%)
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率に関する数値目標 (H20比で25%以上減少)	メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率に関する数値目標 (H20比で25%以上減少)
	たばこ対策に関する目標 (例:普及啓発施策に関する目標等)	たばこ対策に関する目標 (例:普及啓発施策に関する目標等)
	予防接種に関する目標 (例:普及啓発施策に関する目標等)	
	生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標 (例:糖尿病重症化予防の取組に関する目標)	
	その他予防・健康づくりの推進に関する目標 (例:正しい生活習慣の普及啓発、予防・健康づくりに向けたインセンティブ、がん検診・肝炎ウイルス検診等の特定健診以外の健診・検診)	
医療の効率的な提供の推進(目標)	(廃止)	医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮に関する目標
	後発医薬品の使用促進に関する 数値 目標 (80%以上 、普及啓発施策に関する目標)	後発医薬品の使用促進に関する目標 (例:普及啓発施策に関する目標)
	医薬品の適正使用の推進に関する目標 (例:適正使用の普及啓発、医療機関等と連携した保険者による訪問指導)	
目標達成のための都道府県の取組	住民の健康の保持の推進 …①特定健診の受診率の向上策(メタボ減少にも繋がる) …②たばこ対策 …③予防接種接種率向上策 …④ 生活習慣病の重症化予防策 …⑤ その他予防・健康づくりの推進策	住民の健康の保持の推進 …①特定健診の受診率の向上策(メタボ減少にも繋がる) …②たばこ対策 …③予防接種接種率向上策
	医療の効率的な提供の推進 …① 病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築 …②後発医薬品の使用促進 …③ 医薬品の適正使用の推進	医療の効率的な提供の推進 …①医療機関の機能分化・連携(医療計画に記載される5疾病5事業及び在宅医療ごとの役割明確化など) …②在宅医療・地域ケアの推進 …③後発医薬品の使用促進
関係者、機関の連携及び協力	住民の健康の保持の促進…保険者等及び健診・保健指導機関等との連携 医療の効率的な提供の推進…医療機関及び介護サービス事業者等との連携 ⇒保険者協議会、地域・職域連携推進協議会、医療審議会等の積極的な活用が重要 ⇒ 都道府県は、保険者協議会を通じて保険者等に協力を求めることができる。	住民の健康の保持の促進…保険者等及び健診・保健指導機関等との連携 医療の効率的な提供の推進…医療機関及び介護サービス事業者等との連携 ⇒保険者協議会、地域・職域連携推進協議会、医療審議会等の積極的な活用が重要
医療費の調査及び分析	都道府県は医療費適正化計画の内容に資するよう、医療費の伸びや構造等の要因分析を行う必要がある。	都道府県は医療費適正化計画の内容に資するよう、医療費の伸びや構造等の要因分析を行う必要がある。
計画の達成状況の評価	都道府県は、計画の初年度及び最終年度を除く毎年度、進捗状況の公表を行う。 計画の最終年度に、進捗状況の調査及び分析を行い、次期計画に適切にその結果を反映させる。 最終年度の翌年度に計画の実績に関する評価を行う。	都道府県は、計画の中間年度及び最終年度の翌年度にそれぞれ評価を行う
その他都道府県が必要と認める事項	都道府県独自の取組を主体的に定めることが望ましい。その際には、都道府県が有するデータ又は国から提供するデータを基に課題の分析を行い、取組に反映することが望まれる。	都道府県独自の取組を主体的に定めることが望ましい。その際には、都道府県が有するデータ又は国から提供するデータを基に課題の分析を行い、取組に反映することが望まれる
医療費の見込み	具体的な算出方法は 別紙二によるものとする。 ⇒資料3参照	具体的な算出方法は別紙二を参考にすることが望ましいが、医療費の見通しは目標との整合性を確保する必要がある